農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和3年12月

由利本荘市

第	1	•	農	業	経	営	基	盤	(0)) 强	食亻	Ł	の	促	:進	自		関	す	- 7	5	目	標	Ę.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	•	農類																																												•		6
第	3		新	た	に	農	業	経	: 営	する	· F	営	ŧ	う	٤	9	广.	る	青	年	E.	等	か	î E	目材	漂	と	す	- ~	~ ;	き	農	業	:経	堂	T O) <u>}</u>	表	本	指	ì標	ti •		•	•	•	•	1	6
第	4	•	効そ																																												•	1	6
	1		農利	用	権	設	定	等	促	让近	圭 戛	F	業	に	関	3 -	-	る	事	ij	頁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
			農農																																									•	•	•	•	2	3
	4		の農	業	協	同	組	.合	か	彳	于 }	j,	農	作	: 業	€0) -	委	託	0) (あ) t	士,	ん	Ø)	仮	2 J	隹-	そ	の	他	\mathcal{O}	(孝	÷ =	٤ą	至	受	け	- T	(行	Ţ ;	うり	農	作	業	<u>.</u>	
			実																																														
			農そ																																														
第	6		新	た	に	農	業	経	営	する	· · · · · ·	営	ŧ	う	٤	3 - 0	Γ.	る	青	• 年	F.	等	T.) 存	隺亻	保	•	育	万	兌し	Z	関	す	る	基	= 4	⋜白	勺:	な	事	項	ἷ•	,	•	•	•	•	2	7
第	7		そ	の	他	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	2	8
別	紙	1		(穹	育 5	5 0	り	1	(1)	6	月	曷有	系)	•		•				•				•	•	•		•		•				•			•	•					•	•	3	О
別	紙	2			育 5																				•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•		3	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 由利本荘市は秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市及び湯沢市に接し、県都秋田市には20kmから60kmの圏内にある。南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海にそそぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する中山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯の条件となっている。市土面積は1,209.59km(東西約32.3km、南北64.7km)で秋田県の10.4%を占め、県内一の面積となっている。地目別では山林が916kmで75.7%、農用地が約131kmで10.8%となっている。

本市の気候は、日本海岸気候で県内では比較的温暖な地域だが、海岸部と山間部では 気象条件が異なっている。特に冬期間では積雪量に差が生じているものの、積雪寒冷気 象は農業振興を図る上で大きな制約条件となっている。夏期は梅雨が短く、比較的冷涼 な気候であることから、野菜・花きの高品質生産を図るうえで好適な条件となっている。 また、水稲の生育期間中は、気温が十分確保されており、気温の日較差が大きいこと や日照率(可照時間に対する日照時間の割合)が40%程度と太平洋側(35%程度) に比べて高いこと、さらに、夏期の北東気流(やませ)の影響を受けることが少なく、 冷害の危険性も比較的小さいことなど、有利な条件下にある。

2 本市の農業構造については、稲作が基幹作目であり、ひとめぼれ、あきたこまち等の 良質米生産を中心とした稲作経営を主体的に取り組んできた。しかしながら、全国的な 米の過剰基調と産地間競争の激化により米価が低迷しており、稲作を主体とした農業経 営は厳しい状況となっている。こうした事により、農業産出額も伸び悩み傾向にある。

また、海岸等平野部と中山間地帯の両極端な地域のため、各種振興策の一体性が課題となっている。特に中山間地帯では後継者等の担い手不足、農業就労者の高齢化が進み農家数は年々減少の一途をたどっており、農業活力は低下傾向にある。兼業農家が大半を占めているなか、機械更新時等に農地流動化が急速に進む可能性がある。

このようなことから、県機関、秋田しんせい農協等の連携のもと生産体制の確立を図るとともに、米以外の作目として、野菜・果樹・花き・秋田由利牛等のブランド化、産地化を推進し、農業生産の展開を図る必要がある。

3 本市農業は、これまでも高い技術と豊かな資源により、米を中心とする農産物の安定 供給を通じて本市経済の振興と農家生活の向上に大きく寄与してきたところである。

しかし、本市農業は、依然として米に偏った生産構造にあるとともに、担い手の減少等によって生産体制が弱体化しつつある。また、消費者の食品に対する安全・健康志向等に応えることや、環境と調和した持続性の高い農業の展開、食品産業との連携強化等が求められている。

さらには、過疎化・高齢化が進む中で、特に立ち後れている地域の生活環境の整備と 就業機会の拡大等を通じ、農村の活性化を図っていく必要がある。

4 本市農業を今後とも基幹的産業として位置付けし、振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要

である。

このため、市は経営規模の拡大や経営の複合化を促進するとともに、県機関、秋田しんせい農協、農業委員会等で十分な連携の下、気象条件、土地条件を総合的にかんがみながら、新技術の迅速な普及化、市場競争力の高い産地の形成等を図ることによって、効率的かつ安定的な農業経営を展開するプロ農業経営体を育成する。

また、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要なことから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

本市、周辺地域をはじめとする県全域において現に成立している、優良な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間以内)の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者1人当たりの所得と均衡する年間農業所得380万円程度(補助的従事者160万円)を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

この目標を達成するため、農業経営に関する基本的条件、ビジョン等はもとより担い 手農家等の意向も考慮して、次により取り組むものとする。

- ア 土地利用型農業については、地域の実情に応じて「農業経営基盤強化促進事業」、 「農地中間管理事業」等の積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受 託の積極的な促進を図り、規模拡大を推進する。
- イ 集約型農業については、収益性の高い戦略作目の新規栽培者の確保や革新技術の 導入、労働力の確保、団地化の推進など、各地域の実情に相応した戦略作目の定着と 規模拡大を推進する。
- ウ 不利な圃場条件下にある中山間地域においては、消費者ニーズの多様化に対応し た地域特産物等の高付加価値型農業を推進する。
- エ 生産性の向上や農作業の省力化・軽労化の実現に向け、ほ場整備の実施による大区 画化及び団地化や、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるととも に、I C T ・ロボット技術等を駆使したスマート農業の普及・拡大を図る。
- オ 実質化した人・農地プランにより担い手を明確化するとともに、地域農業の中心的な担い手である集落営農の統合・再編を推進し、より競争力の高い経営体の確保と次代への円滑な経営継承を図る。
- カ 新たな雇用を創出できる企業的な農業経営の実践に向け、経営規模や内容等に応じた経営管理能力の向上を図る。
- キ 農地、機械・施設労働力等の地域内の農業生産資源を効率的に活用し、兼業農家が 他産業に従事しながら安心して農作業に従事できるよう、地域農業を維持・発展でき るシステムづくりを推進する。
- ク 農業就業人口の約半数を占める女性農業者は農業生産の重要な担い手であること から、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者の集落営農組織への参画、家

族経営協定の締結等を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標 由利本荘市の新規就農の状況について、令和元年の新規就農者は20人であり、平 成25年以降7年連続で10人を超え、平成20年度以降では最多となった。

こうした中、秋田県が掲げる新規就農し定着する農業者について年間270人という確保状況を踏まえ、由利本荘市の農業の持続的発展に向け新規就農者を年間1 1人確保することを目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得に関する数値目標 新たに農業経営を営もうとする青年等にとって、農業を職業として選択しうるに足 る魅力とやりがいのあるものとすることが必要であり、実現可能な所得水準は、就 農時の年齢や家族構成、親等の経営基盤の有無、経営作目等により大きく異なるた め、実態に即した目標設定が必要である。

このため、青年等が農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得 ((1)で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得が190万円以上)を目標とする。

また、経営基盤を持たない新規参入者等が、生産サイクルが長く収入を得るまで長い期間を要する果樹等に取り組む場合は、(1)で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の3割以上とするなど、状況を勘案し目標設定できるものとする。

- ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた由利本荘市の取組 由利本荘市内外で就農情報の収集及び発信を行うとともに、農業法人等でのインタ ーンシップ研修等により、移住就農者をはじめとした多様なルートから新規就農者 を確保するほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得に向けた研修へ誘導する。
- (3) 地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ

本市は、隣接する由利地域のにかほ市とともに、農業委員会、秋田しんせい農協、県機関等が十分なる相互の連携の下、濃密な指導を行うため、由利本荘市地域担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の由利本荘市地域担い手育成総合支援協議会が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

ア 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じて農作業受託組織を中心に多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体として体制の整ったものについては法人化への誘導を図る。

特に集落を単位とした生産組織(集落営農)については、農地管理の面において重要な役割を担っていると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、組織全体による法人化、組織内のオペレータ等の専従的農業者による法人化を加速することにより、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

併せて、経営基盤の強化や次代への円滑な経営継承を図るため、県や農業協同組合

等の関係機関と連携し、地域や組織のニーズに合わせた集落営農の構造再編を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現 に由利本荘市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示 すと次のとおりである。

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他産業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)
 - 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として 記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、 主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とす る。

1. 個別経営体

営農類	型	作目組合せ・規	,模			
				生産方式	経営管理の方法	農業従事の
経営規	, 模	作目名(作型)	規模			態様等
1 水稲+大	豆	水稲(移植・自作地)	300 a	<資本装備>	・複式簿記記帳実施	・家族労働力1
		水稲(直播)	200 a	·中型機械化体系	による経営と家計	人
<経営規模	>	水稲作業受託	950 a	(トラクター)	の分離	
水田自作地	400 a	大豆	200 a	・田植機		·家族経営協定
水田借地	300 a			・防除機	・青色申告の実施	による就業条件
計	700 a			・自脱型コンバイン		の整備
				・循環 型乾燥機		
<土地利用	>			・籾摺機に準ずる機		・農繁期の臨時
水稲	500 a			械一式		雇用者確保 (5/
大豆	200 a					中・下旬)
計	700 a			くその他>		
				・直播技術導入による		
				省力化		
				·RC、CE利用		
2 水稲+野	菜	水稲(移植・自作地)	400 a	<資本装備>	· 複式簿記記帳実施	・家族労働力2
<経営規模	>	水稲(移植·借地)	100 a	・中型機械化体系に準	による経営と家計	人
水田自作地	460 a	水稲作業受託	500 a	ずる 機械一式	の分離	
水田借地	100 a	ネギ(秋冬どり)	60 a			·家族経営協定
				<その他>	・青色申告の実施	による就業条件
<土地利用	>			·RC、CE利用		の整備
水稲	500 a					
露地野菜	60 a					
計	560 a					
3 水稲+野	菜	水稲(移植・自作地)	300 a	<資本装備>	· 複式簿記記帳実施	家族労働力1
		水稲(移植·借地)	300 a	・中型機械化体系に準	による経営と家計	人
<経営規模		水稲作業受託	950 a	ずる機械一式	の分離	
水田自作地	420 a	馬鈴薯	120 a			・家族経営協定
水田借地	300 a			<その他>	・青色申告の実施	による就業条件
計	720 a			·RC、CE利用		の整備
<土地利用	>					・農繁期の臨時
水稲	600 a					雇用者確保(7/
露地野菜	120 a					下~9/上旬)
路地打木	720 a					
ΗI	120 a					
1						

営農類型	 作目組合せ・規	榵			
古 版 双 王	IF LI MILLE XI	15	生産方式	 経営管理の方法	農業従事の
経営規模	作目名(作型)	規模			態 様 等
4 水稲+野菜	水稲(移植・自作地)	200 a	<資本装備>	· 複式簿記記帳実施	・家族労働力1
	水稲(移植・借地)	300 a	・中型機械化体系に準	による経営と家計	人
<経営規模>	水稲(直播)	50 a	ずる機械一式	の分離	
水田自作地 200 a	水稲作業受託	710 a			·家族経営協定
水田借地 410 a	アスパラガス	60 a	<その他>	・青色申告の実施	による就業条件
計 610 a			·RC、CE利用		の整備
			・直播技術導入による		
<土地利用>			省力化		・農繁期の臨時
水稲 550 a			・アスパラガスは長期		雇用者確保 (5/
露地野菜 60 a			どり栽培		上・中旬、6/上・
計 610 a					下旬)
5 水稲+野菜	水稲(移植)	400 a		・複式簿記記帳実施	
	水稲作業受託	600 a	・中型機械化体系に準	による経営と家計	人
< 経 営 規 模 > 	ミニトマト(4月植)	10 a	ずる機械一式	の分離	
水田自作地 450 a	ミニトマト(6月植)	10 a			・家族経営協定
	サヤエンドウ	30 a		・青色申告の実施	による就業条件
<土地利用>			·RC、CE利用		の整備
水稲 400 a			・ミニトマト2作型と		
露地野菜 30 a			サヤエンドウの組合		
施設用地 20 a			世		
計 450 a					
	水稻(砂抹 白佐州)	200 -	 <資本装備>	· 複式簿記記帳実施	·家族労働力 2
6 水稲+野菜	水稲(移植·自作地) 水稲(移植·借地)	300 a			
 < 経 営 規 模 >	水桶(移植・借地)サヤインゲン	100 a	・中型機械化体系に準ずる機械一式		^
		60 a	9 公機械一式	の分離	・家族経営協定
水田自作地 350 a			/ Z の 44 N	・妻名中生の字体	
水田借地 100 a			くその他> ・R C 、C E 利用	・青色申告の実施	による就業条件の整備
計 450 a			「八し、した利用		マノ 定 1開
<土地利用>					
水稲 400 a					
露地野菜 50 a					
計 450 a					
100 a					

営 農 類 型	 作目組合せ・規	,模			
			生産方式	経営管理の方法	農業従事の
経営規模	作目名(作型)	規模			態様等
7 水稲+野菜	水稲(移植・自作地)	300 a	<資本装備>	· 複式簿記記帳実施	・家族労働力2
	水稲(移植·借地)	300 a	・中型機械化体系に準	による経営と家計	人
<経営規模>	水稲作業受託	700 a	ずる機械一式	の分離	
水田自作地 450 a	キャベツ	150 a			·家族経営協定
水田借地 300 a			<その他>	・青色申告の実施	による就業条件
			·RC、CE利用		の整備
<土地利用>					
水稲 600 a					
露地野菜 150 a					
計 750 a					
8 水稲+花き	水稲(移植)	350 a	<資本装備>	• 複式簿記記帳実施	・家族労働力1
	水稲作業受託	450 a	・中型機械化体系に準	による経営と家計	人
<経営規模>	輪ギク(8月出)	20 a	ずる機械一式	の分離	
水田自作地 390 a	小ギク(8月出)	20 a			・家族経営協定
			<その他>	・青色申告の実施	による就業条件
<土地利用>			·RC、CE利用		の整備
水稲 350 a			・輪ギク、小ギク作型		
露地花き 40 a			の組合せ		・農繁期の臨時
計 390 a					雇用の確保(4/
					中~9/中旬)
9 水稲+花き	水稲(移植)	450 a	<資本装備>	· 複式簿記記帳実施	・家族労働力1
	水稲作業受託	410 a	・中型機械化体系に準	による経営と家計	人
<経営規模>	輪ギク(8月出)	30 a	ずる機械一式	の分離	
水田自作地 480 a					・家族経営協定
			<その他>	・青色申告の実施	による就業条件
<土地利用>			·RC、CE利用		の整備
水稲 450 a			・輪ギクは電照栽培		
施設用地 30 a					・農繁期の臨時
計 480 a					雇用の確保(7/
					中、11/中・下旬)

営農類型	作目組合せ・	規模			
• 経 営 規 模	作目名(作型)	規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		730 124			
10 水稲+花き	水稲(移植)	400 a	<資本装備>	· 複式簿記記帳実施	・家族労働力1
	水稲作業受託	450 a	・中型機械化体系に準	による経営と家計	人
<経営規模>	トルコギキョウ	20 a	ずる機械一式	の分離	
水田自作地 420 a	(7~9月出)				・家族経営協定
			くその他>	・青色申告の実施	による就業条件
<土地利用>			·RC、CE利用		の整備
水稲 400 a					
施設用地 20 a					・農繁期の臨時
計 420 a					雇用者確
					保 (7/上旬)
11 水稲+花き	水稲(移植)	350 a	<資本装備>	· 複式簿記記帳実施	·家族労働力2
	水稲作業受託	460 a	・中型機械化体系に準	による経営と家計	人
<経営規模>	リンドウ	30 a	ずる機械一式	の分離	
水田自作地 380 a					・家族経営協定
			<その他>	・青色申告の実施	による就業条件
<土地利用>			·RC、CE利用		の整備
水稲 350 a					
露地花き 30 a					
計 380 a					
12 水稲+花き	水稲(移植)	200 a	<資本装備>	• 複式簿記記帳実施	. 字 坛 兴 禹 力 1
12 水帽 十16 色	水稲作業受託	450 a	・中型機械化体系に準		
<経営規模>	が相下来支託	20 a	ずる機械一式	の分離	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
水田自作地 220 a		20 a	9 2 198 198 24	V D ME	 ・家 族 経 営 協 定
л п н н и 220 a			<その他>	・青色申告の実施	による就業条件
<土地利用>			·RC、CE利用		の整備
水稲 200 a			2000 2000		TE NIII
施設用地 20 a					・農繁期の臨時
計 220 a					雇用者確保(8/
					下旬)

営農類型	作目組合せ・規	見模			
• 経 営 規 模	作目名(作型)	規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
13 果樹 + 水稲	水稲(移植)	150 a		・複式簿記記帳実施	
<経営規模> 水田自作地 150 a 樹園地 120 a 計 270 a <土地利用> 水稲 150 a 思## 1800 a	水稲作業受託リンゴ	400 a 120 a	・中型機械化体系に準ずる機械一式<その他>・RC、CE利用・わい化率の向上	による経営と家計の分離・青色申告の実施	・家族経営協定 による就業条件 の整備
果樹 120 a 計 270 a					
14 果樹 + 水稲	水稲(移植) 水稲作業受託	150 a 400 a	<資本装備> ・中型機械化体系に準	・複式簿記記帳実施 による経営と家計	
<経営規模> 水田自作地 150 a 樹園地 110 a 計 260 a <土地利用> 水稲 150 a 果樹 110 a 計 260 a	リンゴモモ	100 a 10 a	ずる機械一式 <その他> ·R C、C E 利用 ·リンゴわい化率の向 上	の分離・青色申告の実施	・家族経営協定による就業条件の整備
15 工芸作物 + 水稲 < 経営規模 > 水田自作地 300 a 水田借地 200 a 計 500 a < 土地利用 > 水稲 400 a 工芸作物 100 a 計 500 a	水稲(移植・自作地) 水稲(移植・借地) 水稲作業受託 葉タバコ	200 a 200 a 610 a 100 a	<資本装備> ・中型機械化体系に準ずる機械一式 <その他> ・R C、C E 利用	・複式簿記記帳実施 による経営と家計 の分離 ・青色申告の実施	

営農類型	作目組合せ・規	模			
• 経 営 規 模	作目名(作型)	規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
16 菌茸 + 水稲 <経営規模 > 水田自作地 160 a <土地利用 > 水稲 150 a 施設用地 10 a 計 160 a	水稲(移植) 水稲作業受託 菌床シイタケ(周年)	150 a 250 a 40,000 袋	<資本装備> ・中型機械化体系に準ずる機械一式 ・発生舎、抑制舎 その他> ・RC、CE利用 ・菌床シイタケ周年 栽培	・複式簿記記帳実施 による経営と家計 の分離 ・青色申告の実施	
17 水稲 + 菌茸 <経営規模 > 水田自作地 260 a 水田借地 300 a 計 560 a <土地利用 > 水稲 550 a 施設用地 10 a 計 560 a	水稲(移植·自作地) 水稲(移植·借地) 水稲作業受託 菌床シイタケ(冬期)	250 a 300 a 450 a 20,000 袋	・中型機械化体系に準 ずる機械一式 ・発生舎	・複式簿記記帳実施 による経営と家計 の分離 ・青色申告の実施	
18 水稲+畜産 <経営規模> 水田自作地 350 a 水田借地 300 a 計 650 a <土地利用> 水稲 600 a 草地・飼料畑 50 a 計 650 a	水稲(移植·自作地) 水稲(移植·借地) 水稲作業受託 繁殖牛(黒毛和種)	300 a 300 a 460 a 30 頭	<資本装備> ・中型機械化体系に準ずる機械一式 <その他> ・平均分娩間隔 12.5 カ月 ・平均種付回数 1.5回	・複式簿記記帳実施 による経営と家計 の分離 ・青色申告の実施	

営農類型	作目組合せ・規	模			
• 経 営 規 模	作目名(作型)	規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
19 畜産単一	肥育牛(黒毛和種)		<資本装備>		・家族労働力2
			 ・牛舎、堆肥舎、尿溜、フロントロータ*ー、タ*ンフ*トラック <その他> ・A4以上格付率向上 ・稲ワラ、乾草は購入 		・家族経営協定 による就業条件 の整備 ・ヘルパー制度 の利用
20 畜産単一	乳用牛 (ホルスタイン種) ※常時飼養経産牛頭数	45 頭	< 資本装備> ・牛舎、堆肥舎、尿溜、コンプ゚リートフィーダー、フロントロー タ゚ー、タ゚ンプトラック、パーンク リーナー、パイプラインミルカー、 バルククーラー 他 < その他> ・乳量、乳質の向上 ・TMR給与体系 ・乾草は購入	の分離	
21 畜産単一	繁殖豚 ※常時飼養頭数	660 頭	<資本装備> ・繁殖豚舎、肥育豚舎、 分娩 育成舎、堆肥舎 家畜運搬車他 <その他> ・年平均分娩回数 2.3回 ・繁殖肥育一貫生産 体系		

2. 組織経営体(法人)

営農類型	作目組合せ・	規模			
• 経 営 規 模	作目名(作型)	規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
11 11 35 12		7九1天			35.13. 3
1 水稲+大豆	水稲 (移植)	800 a	│ │ 〈組織所有資本装備〉	 ・組織利益の適正処	・組 織 オペレーター 3
	水稲作業受託	2,000 a	・ミニライスセンター(40ha)1 基		人
主たる従事者	大豆	400 a	・トラクター(40ps) 2 台		
3 人	大豆作業受託	1,000 a	·田植機(8 条) 2	・構成員個人による	・就業条件の整備
			台	複式簿記記帳と個	
<経営規模>			・コンハ゛イン(GT5条) 2台	人青色申告	・農繁期の臨時雇
水田自作地			・ロータリーカルチ (アタッチ)		用
1200 a			・播種機(アタッチ)	・経営体質強化に向	
			・大豆コンバイン他	けた 減価償却費の	
<土地利用>				積立	
水稲 800 a			〈組織による作業〉		
大豆 400 a			·水稲全作業		
計 1200 a			·大豆全作業		
			〈組織の受託作業〉		
			・水稲:育苗、耕起代か		
			き、田植、刈取、乾燥		
			調製		
			・大豆: 耕起整地、基肥		
			播種、中耕培土、刈取		
2 水稲+大豆	水稲(移植)	2,300 a		・組織利益の適正処	
集落型農業法人	水稲(直播)	1,000 a	・トラクター(40ps) 2台	埋	人
構成戸数 30 戸	水稲作業受託	2,500 a	・田 植 機 (8 条) 2	17 24 H FF 34 /1.)	三田光图 ** 0. 4
主たる従事者	大豆	1,500 a	台	・経営体質強化に向	・雁用労働省8名
3人 準基幹従事者			・コンハ゛イン(GT5 条) 2 台	けた減価償却實の 積立	・就業条件の整備
华泰轩 徙 争 有 8 人			 <組織による作業>	付 <u>ゾ</u>	・从来采件の登伽
			M 概 に よ る TF 来 /		
<経営規模>			小個土計末		
水田利用権設定面			 <組織の受託作業>		
積 4,800 a			・水稲:育苗、耕起代か		
			き、田植、刈取		
<土地利用>					
水稲 3,300 a			<その他>		
大豆 1,500 a			·RC、CE利用		
,			・管理は地権者に委託		

営農類型	作目組合せ・	規模				
			生産方式	経営管理の方法	農業従事の	
経営規模	作目名(作型)	規模			態様等	
3 水稲+大豆+	水稲 (移植)	800 a	〈組織所有資本装備〉	・組織利益の適正処	・組織すべ。レーター3	
野菜	水稲作業受託	600 a	・トラクター(40ps) 4 台	理	人	
	大豆	400 a	·田植機(8 条) 2			
主たる従事者	キャベツ(加工)	200 a	台	・構成員個人による	・就業条件の整備	
3 人	ネギ	150 a	・コンハ イン(GT5 条) 2 台	複式簿記記帳と個		
			・ロータリーカルチ (アタッチ)	人青色申 告	・農繁期の臨時雇	
<経営規模>			・播種機(アタッチ)		用者確保	
水田自作地			・防除機	・経営体質強化に向		
1,550 a			・大豆コンバイン他	けた減価償却費の		
				積立		
<土地利用>			〈組織による作業〉			
水稲 800 a			·水稲全作業			
大豆 400 a			·大豆全作業			
キャベツ 200 a						
ネギ 150 a			〈組織の受託作業〉			
			・水稲:育苗、耕起代か			
計 1,550 a			き、田植、刈取			
			・大豆: 耕起整地、基肥			
			播種、中耕培土、刈取			
4 水稲+大豆+	水稲(移植)	1,000 a	〈組織所有資本装備〉	・組織利益の適正処	・組織すぺレーター3	
花き	水稲作業受託	500 a	・トラクター(40ps) 2 台	理	人	
	大豆	500 a	·田植機(8 条) 2			
主たる従事者	りんどう	100 a	台	・構成員個人による	・就業条件の整備	
4 人			・コンハ イン(GT5条) 2台	複式簿記記帳と個		
			・ロータリーカルチ (アタッチ)	人青色申告	・農繁期の臨時雇	
<経営規模>			·防除機 ·結束機		用	
水田自作地			・大豆コンバイン他	・経営体質強化に向		
1,600 a				けた減価償却費の		
			〈組織による作業〉	積立		
<土地利用>			·水稲全作業			
水稲 1,000 a			·大豆全作業			
大豆 500 a			〈組織の受託作業〉			
りんどう 100 a			・水稲:育苗、耕起代か			
計 1,600 a			き、田植、刈取			
			·大豆: 耕起整地、基肥			
			播種、 中耕培土、			

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、主要な営農類型は第2で示したものを原則とする。

なお、実現可能な所得水準は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得について、第2で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面 的集積の目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。
- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び 面的集積の目標

地域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に 占める面積のシェア及び面的集積の目標	備	考
市全域	面積のシェア:80%		
	なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地中間管理事業の計画的な推進等により、農地利用集積における面的集積		
	の割合を高めていくことを目標とする。		

- 注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む)面積のシェアの目標である。
 - 2 目標年次は、おおむね10年先とする。
 - 3 地域によって見込まれる面積シェア及び面的集積の目標に著しい相違があるとき は、市内を区域区分して記述してよい。
- 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、由利本荘市地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者 (農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農 地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への 農地の利用集積の取組を促進する。その際、由利本荘市は、関係機関及び関係団体とと もに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとす る関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、 必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

由利本荘市は、秋田県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、由利本荘市農業の地域特性として、複合経営を中心とした多用な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 経営体育成基盤整備事業により整備された地域については、ほ場区画が大型化することにより、高能率な生産基盤条件の形成を生かし、認定農業者等の育成すべき担い手へ農地集積を推進し、農地中間管理事業による利用権設定等促進事業を 重点的に実施するものとする。
- イ 中山間地域等の山間部については、特に、農用地利用改善事業を重点的に推進し、 農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で 多発している耕作放棄地の解消に努めていく。

更に、市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度 についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が、特定農業法人制度及び特 定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 利用権設定等促進事業に関する事項
- (1)利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作または養畜の事業を行う個人(農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農

作業に常時従事すると認められない者を除く)または農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件は、次の掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

- ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。
 - (ア) 耕作または養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用し耕作または養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる こと。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者 (農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるも のとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の 設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができ ると認められること。
- ウ 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用する ことができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利 またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業 の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)およ び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のす べてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の 設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができる ものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律 第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合または農業協同組合連合会が当該事業によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に揚げる場合において農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権の設定または移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定

等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(個人及び法人)が賃貸借または使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作または養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な 土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に 利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ 安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1 人以上の者が、その法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められ ること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員または株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(または移転)される利用権の存続期間(または残存期間)の基準、借貸の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地または農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農

林水産省局長通知。以下「基本要綱」という。)別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合する と認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準 に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行 為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4)農用地利用集積計画の策定時期

- ① 市は、農業経営基盤強化促進法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(または移転)された利用権の存続期間(または残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(または残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(または残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権設定(または移転)を内容として定める。

(5)要請及び申出

- ① 由利本荘市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は 利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った 結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集 積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律 第195号)第52条第1項または第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(または移転)されている利用権の存続期間(または残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区または農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作または養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名または名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名また は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(または移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(または移転の時期)、存続期間(または残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権または使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、現状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、この他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該 所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごと

に(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、 賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する 者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、または(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、 その旨を公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の 定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)または所有権が移転する ものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃または対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13)農用地利用集積計画の取消し等

- ① 由利本荘市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域にお ける農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれ もがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められると き。

- ② 由利本荘市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 由利本荘市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取り消しに係る事項を由利本荘市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 由利本荘市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- 2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項
 - (1)由利本荘市は、県下一円を区域とする農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発 活動等を行うことによって同機構が行なう事業の実施の促進を図る。
 - (2) 由利本荘市、農業委員会、農協は農地中間管理機構が行う、中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、 事業の協力を行うものとする。
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農 用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - (1)農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3)農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その 他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき農業経営基盤強化促進法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な ものであること。
 - ウ (4)の①のエに揚げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するもの であること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で 定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を由利本荘市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて、農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第8条に揚げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の 委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の 認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要 件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利 用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること。又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受ける事が確実であると認められること。
 - ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用 規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図 るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域 における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地につ いて、所有者(所有権以下の権原に基づき使用及び収益をするものがある場合に は、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等または農作業の委託を 行うよう勧奨することができる旨定められていること。

(7)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体は(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体のおっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うように推奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるような必要な指導、援

助に努める。

- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県、農業委員会、農業協同組合、県の行う農地中間管理機構の指導、助言を求めてきたときは、由利本荘市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となり総合的かつ重点的に支援と協力が行われるように努める。
- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業 の実施の促進に関する事項
 - (1)農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓蒙
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さら には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の 基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託あっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複 雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定め るとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能 の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に 発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
 - (1)農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携 市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要 な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 市は、ミニライスセンター・水耕・養液栽培施設・きのこ栽培施設等の農業近代化 施設の導入を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営の発展を図って いくうえでの条件整備を図る。
- イ 市は、各種事業等の活用によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって 望ましい農業経営の育成に努める。
- ウ 市は、由利本荘市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、 転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとし、土地利用の見直しを通じて、農用 地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資す るように努める。
- エ 市は、農村環境整備の推進を図るために、農業集落排水事業等の実施を促進し、定 住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤 強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、県、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。このような検討結果を踏まえ、今後10年間にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、由利本荘市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組
 - ① 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本市農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由した PR 活動を行うとともに、ホームページなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

- ② 就農希望者に対する情報提供
 - 就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。
- ③ 技術習得のための支援

県農業研修センターをオーナー機関として、県農業試験場、県果樹試験場、県畜産試験場、県花き種苗センターの受入機関において行う基礎的な技術習得研修を柱に技術の習得を支援する。

④ 市内の関係機関の役割

由利本荘市は、就農定着支援チームを就農促進のための拠点と位置付ける。

これを踏まえ、就農に向けた情報提供および就農相談については、就農定着支援チーム、技術や経営ノウハウの習得については県農業試験場等、就農後の営農指導等フォローアップについては由利地域振興局農林部、由利本荘市農林水産部、農業協同組合および技術力・経営力に優れた認定農業者や指導農業士、農地確保については農業委員会や農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

⑤ その他の取組

中長期的な取組として、高校の生徒が農業に興味・関心が持てるよう、地元の農家等による講演会等を開催する。

また、農業が市内の高校の生徒の進路の選択肢となるよう、農家や農業法人等に おけるインターンシップを実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置付けられるように促すとともに、国の農業次世代人材投資資金、青年等就農資金の積極的な活用、由利地域振興局農林部による重点指導対象としての巡回や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

① 青年等就農計画制度の普及

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

② 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等(以下、「認定新規就農者」という。)については、その経営の確立に資するため、由利本荘市、農業委員会、県、農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営支援等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行い、当該認定新規就農者が引き続き農業経営改善計画を作成できるように計画的に指導する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成28年10月4日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成29年9月28日から施行する。

附則

1. この基本構想は、令和3年12月23日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑥関係)

次に揚げる者が利用権等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとに、それぞれ定める要件を備えている場合には利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる)公用又公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地にすることが適当な土地を開発し場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するための利用権の設定等受ける場合・・・・農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イに揚げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を 開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利 用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農業組合法人(農地所有 適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第3 6号)第93条第2項第2号に揚げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地 を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に揚げる事業(同項第6号に揚げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に揚げる法人(それぞれ対象土地を該当事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

用貸借による権利に限る。)の		して利用するため利用権(展末)	
① 存続期間(又は残存期間)	② 借 賃 の 算 定 基 準	③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
1. 存続期間は1年(農業者年金制度関連	1.農地については、農地法第52条第1項	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定め	1.農用地利用集積計画においては、利用権
の場合は 10 年、開発して農用地とする	の規定により農業委員会が提供する地域	る日までに当該年に係る借賃の金額を一	設定等促進事業の実施により利用権の設
ことが適当な土地について利用権の設	の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考	時に支払うものとする。	定(又は移転)を受ける者は当該利用権に
定等を行う場合は開発してその効用を	慮し、当該農地の生産条件等を勘案して		係る農用地を返還するに際し民法の規定
発揮するうえで適切と認められる期間	算定する。	2.1の支払いは、賃貸人の指定する農業協	により当該農用地の改良のために費やし
その他利用目的に応じて適切と認めら		同組合等の金融機関の口座に振り込むこ	た金額その他の有益費について償還を請
れる一定の期間)とする。	2.採草放牧地については、その採草放牧地	とにより、その他の場合は、賃貸人の住所	求する場合その他法令による権利の行使
ただし、利用権を設定する農用地にお	の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準し	に持参して支払うものとする。	である場合を除き、当該利用権の設定者に
いて栽培を予定する作目の通常の栽培期	て算定し、近傍の借賃がないときは、その		対し名目のいかんを問わず、返還の代償を
間からみて1年とすることが相当でない	採草放牧地の近傍の農地について算定さ	3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合に	請求してはならない旨を定めるものとす
と認められる場合には、1年と異なる存	れる借賃の額を基礎とし、当該採草放牧	は、原則として毎年一定の期日までに当該	ప .
続期間とすることができる。	地の生産力、固定資産評価額等を勘案し	年に係る借賃の支払等を履行するものと	
	て算定する。	する。	2.農用地利用集積計画においては、利用権
2. 残存期間は、移転される利用権の残存			設定等促進事業の実施により利用権の設
期間とする。	3. 開発して農用地とすることが適当な土		定(又は移転)を受ける者が当該利用権に
	地については、開発後の土地の借賃の水		係る農用地を返還する場合において、当該
3.農用地利用集積計画においては、利用	準、開発費用の負担区分の割合、通常の生		農用地の改良のために費やした金額又は
権設定など促進事業の実施により設定	産力を発揮するまでの期間等を総合的に		その時における当該農用地の改良による
(又は移転) される利用権の当事者が当	勘案して算定する。		増加額について当該利用権の当事者間で
該利用権の存続期間(又は残存期間)の			協議が整わないときは、当事者の双方の申
中途において解約する権利を有しない	4. 借賃を金銭以外のもので定めようとす		出に基づき、由利本荘市が認定した額をそ
旨を定めるものとする。	る場合には、その借賃はそれを金額に換		の費やした金額又は増加額とする旨を定
	算した額が、上記1から3までの規定に		めるものとする。
	よって算定される額に相当するように定		

めるものとする。	
この場合において、その金銭以外のもの	
で定められる借賃の換算方法については、	
「農地法の一部を改正する法律の施行につ	
いて」(平成13年3月1日付け12経営第	
1 1 5 3 号農林水産事務次官通知) 第 6 に	
留意しつつ定めるものとする。	

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借 賃 の 算 定 基 準	③ 借賃の支払方法	④ 有 益 費 の 償 還
① 存続期間(又は残存期間) Iの①に同じ。	② 借賃の算定基準 1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がな		④ 有 益 費 の 償 還 I の④に同じ。
	いときは、その農業用施設用地の近傍の 用途が類似する土地の借賃の額、固定資 産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが 適当な土地については、Iの②の3と同 じ。		

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存 続 期 間	② 損 益 の 算 定 基 準	③ 損 益 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
Iの①に同じ。	1.作目等毎に、農業の経営の受託に係る販	Iの③に同じ。この場合においてIの③中	Iの④に同じ。
	売額(共済金を含む。)から農業の経営に	「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」	
	係る経費を控除することにより算定す	とあるのは「委託者(損失がある場合には、	
	る。	受託者という。)」と読み替えるものとす	
		る。	
	2.1の場合において、受託経費の算定に当		
	たっては、農業資材費、農業機械施設の償		
	却費、事務管理費等のほか、農作業実施者		
	又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬		
	が確保されるようにするものとする。		

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	3	所	有	権	O) 5	移 転	の	時	期	
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそ	農用地利用集積計画に定める所有権の移	農用地利用集積割	十画に定	める所	f 有権(の移転	の対価	の支払	期限ま	でに対付	価の全部の支
れぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地	転の対価の支払期限までに所有権の移転を	払いが行われたとき	は、当該	亥農用 均	地利用	集積計	・画に定	める所	有権の	移転の	時期に所有権
転用のために農地を売却した者が、その農	受ける者が所有権の移転を行う者の指定す	は移転し、対価の支	払期限	までに	対価の	全部の	支払い	が行わ	れない	いときは	、当該所有権
地に代わるべき農地の所有権を取得するた	る農業協同組合等の金融機関の口座に振り	の移転に係る農用地	也利用集	積計画	に基っ	づく法律	津関係/	は失効す	-るも(のとする	0
め高額の対価により行う取引その他特殊な	込むことにより、又は所有権の移転を行う										
事情の下で行われる取引を除く。)の価額に	者の住所に持参して支払うものとする。										
比準して算定される額を基準とし、その生											
産力等を勘案して算定する。											